

別紙記載例

- 1 額面株式1株の金額の朱抹
商号・資本欄

額面株式1株の金額	—金500円—	
	平成 年 月 日変更	平成 年 月 日登記
	平成 年 月 日変更	平成 年 月 日登記

〔注〕 朱抹した年月日等は、記載しない。

- 2 一単元の株式の数の登記
(1) 一単元の株式の数を設定した場合
「その他の事項」欄

その他の事項
一単元の株式の数
1,000株
平成13年11月5日設定 平成13年11月15日登記㊤

- (2) 会社が数種の株式を発行し、株式の種類ごとに異なる一単元の株式の数を設定した場合
「その他の事項」欄

その他の事項
一単元の株式の数
普通株式 1,000株
優先株式 500株
平成14年1月15日設定 平成14年1月21日登記㊤

- 3 一単元の株式の数の変更又は一単元の株式の数の定めの変更の登記
(1) 定款を変更して一単元の株式の数を変更した場合
ア 通常の場合
「その他の事項」欄

その他の事項
一単元の株式の数
1,000株
平成13年11月5日設定 平成13年11月15日登記㊤
一単元の株式の数
500株
平成15年6月27日変更 平成15年7月1日登記㊤

- イ 会社が数種の株式を発行する場合
「その他の事項」欄

その他の事項
一単元の株式の数

普通株式 1,000株	
優先株式 500株	
平成14年1月15日設定	平成14年1月21日登記㊦
一単元の株式の数	
普通株式 1,000株	
優先株式 750株	
平成15年6月27日変更	平成15年7月1日登記㊦

〔注〕 一単元の株式の数に変更されない種類の株式があっても、合わせて変更の登記をする。

- (2) 定款を変更して一単元の株式の数の定めを廃止した場合
「その他の事項」欄

その他の事項	
一単元の株式の数	
1,000株	
平成13年11月5日設定	平成13年11月15日登記㊦
平成15年6月27日一単元の株式の数の定め廃止	
平成15年7月1日登記㊦	

4 「一単元の株式の数」の記載

- (1) 当初設定した登記のみの場合
「その他の事項」欄

その他の事項	
一単元の株式の数	
1,000株	
昭和57年10月1日設定	昭和57年10月12日登記㊦

〔注〕 朱抹した年月日等は、記載しない。

- (2) 変更登記等がされている場合
「その他の事項」欄

その他の事項	
一単位の株式の数	
1,000株	
昭和57年10月1日設定	昭和57年10月12日登記㊦
一単元の株式の数	
500株	
平成元年6月23日変更	平成元年6月30日登記㊦

〔注〕 朱抹した年月日等は、記載しない。
現に効力を有する登記についてのみ改記する。